

契 約 書（案）

業 務 の 名 称	福山市放課後児童クラブ長期休業日における従事職員派遣業務(北部・西部・南部)										
契 約 金 額			億		百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			億		百万			千			円
(注) [()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]											
履 行 期 間	自 2025年(令和 7年) 月 日 至 2026年(令和 8年) 3月 31日										
業 務 内 容	仕様書のとおり										
契 約 保 証 金 (契約金額の10/100以上)	免除(契約規則第6条第1項第5号)										
そ の 他 の 事 項											

上記の業務について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

2025年(令和7年) 月 日

福山市東桜町3番5号
発 注 者 福山市
福山市長 枝 広 直 幹 印

住 所 _____
受 注 者 商 号 又 は 名 称 _____
名 前 _____ 印

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）その他関係法令等を遵守し、誠実にこの契約（この約款及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約は、労働者派遣法に基づき、受注者がその雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者が派遣労働者を指揮命令して頭書の派遣業務（以下「派遣業務」という。）に従事させることを目的とする。

3 受注者は、この契約の目的を達成するために、必要な能力、知識及び経験を備える派遣労働者を発注者に派遣しなければならない。

4 受注者は、派遣労働者が発注者の指揮命令に従い、発注者の職場における諸規程等を遵守するように、教育、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申し出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（派遣労働者の勤務場所・業務内容等）

第2条 次に掲げる事項については、別紙仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して別に定めるものとする。

- (1) 業務の内容
- (2) 労働者派遣契約の履行期間等
- (3) 派遣人数及び業務従事予定時間数
- (4) 勤務日時
- (5) 業務の実施場所
- (6) 派遣労働者の条件
- (7) 派遣料金の算出方法
- (8) その他必要な事項

(個人情報保護)

第3条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(秘密保持)

第4条 受注者は、派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 受注者は、派遣労働者その他受注者の従業員が派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。派遣労働者その他受注者の従業員でなくなった者についても同様とする。

3 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(資料又はデータ等の複写及び複製の確認)

第5条 受注者は、派遣業務に係る資料又はデータ等を複写若しくは複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。

2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料又はデータ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 受注者が派遣業務の処理に関し必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の派遣料金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、派遣料金債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、派遣業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委

任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、派遣業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 4 発注者は、受注者に対して、派遣業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(事故発生時の報告)

第8条 受注者は、派遣業務において事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査)

第10条 受注者は、別に定める様式により業務の実施内容を毎月報告し、発注者の承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の履行報告に基づき検査を行うものとする。

(派遣料金の支払)

第11条 派遣料金は、実施した派遣業務に対して毎月支払うものとする。

- 2 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、毎月5日までに前月分の派遣料金を、発注者の指定する手続きに従って請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に派遣料金を支払わなければならない。

(資料等の返還)

第12条 この契約の履行が完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いたすべての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについてはこの限りではない。

(データ又は記録媒体等の廃棄)

第13条 受注者は、派遣業務終了後において、派遣業務に関するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(苦情処理)

第14条 発注者及び受注者は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定め、相互に通知するものとする。苦情の申出を受ける者を変更した場合も同様とする。

- 2 発注者又は受注者の前項の者が苦情の申出を受けたときは、発注者及び受注者の密接

な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

- 3 前項により苦情を処理した場合には、発注者又は受注者は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(安全衛生等)

第15条 発注者及び受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準、安全衛生等の確保に努めるものとする。

(業務内容の変更等)

第16条 発注者は、必要がある場合は、派遣業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、発注者は、受注者に対し書面により通知するものとし、派遣料金の額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における受注者の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 派遣業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、派遣すべき期日を過ぎても派遣しないとき。
- (3) 正当な理由なしに発注者との協議事項に従わないとき。
- (4) 正当な理由なしに派遣労働者の交代要請に応じないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して派遣料金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。

- (3) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料金債権を譲渡したとき。
- (9) 第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第16条各号又は前条第1号から第10号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 発注者は、この契約が派遣業務の完了前に解除された場合においては、検査に合格した履行部分がある場合、当該履行完了部分に相応する派遣料金を受注者に支払わなければならない。

2 派遣業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第19条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額に業務従事予定時間数を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第18条又は第19条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、派遣業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 派遣業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、派遣料金につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害金の予定）

第25条 発注者は、第19条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額に業務従事予定時間数を乗じて得た額の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても、適用されるものとする。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第11条第3項の規定による派遣料金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第27条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき派遣料金その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(金銭、有価証券等の取扱い)

第28条 発注者は、派遣労働者に対し、金銭、有価証券等の取扱いをさせないものとする。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。